

部活動方針

精華町立精華西中学校

1 目的

心身の発達及び文化的な視野を広めるとともに、人間関係を豊かにし、人とのつながりを学ぶ。

2 活動規定

(1) 設置部

右の表記のとおりとする。

※ 種目による試合人数に満たない場合は、休部となる場合がある。(文化系部活動は除く)

(2) 登録について

- ① 本校生徒は、部活動目的に則り、よりよい人間形成のために、部活動に取り組むことが望ましいが、全員加入制ではない。

※ 加入しない生徒に関しては、登録用紙の「所属しません」を○で囲む

- ② 正式登録した部で、頑張っ部活を続けることを原則とする。
 ※ 部の退部・変更については、安易に許可されるものではない。顧問・担任・保護者と相談した上で行うものとする。

- ③ 1年生は体験入部の後、正式登録をする。

(3) 活動について

- ① 月曜日～金曜日までの放課後に活動する。ただし、原則、校内に顧問が不在の場合は、活動を行わないものとする。

- ② 平日は2時間程度(朝練習を含む。)、土・日曜日及び祝日に実施する場合は原則3時間程度とする。(長期休業中の練習については、土・日曜日及び祝日に実施する場合に準ずる)

- ③ 公式大会やコンクール、対外試合や複数校の交流イベント等における活動については、通常の休日練習とは違い、3時間を越えた活動時間となる場合もあり得る。その場合には、生徒の身体的・精神的な負担軽減やバランスの取れた学校生活の実現の観点から、翌日等にしっかりと休養日を設けることとする。

- ④ 休養日については週当たり土・日曜日を含む2日以上設定すること。大会及び発表会等への参加などで土・日曜日の両日も活動した場合は、他の曜日で確保することとする。

- ⑤ 定期テスト前は活動停止とする。(中間5日・期末1週間前)

- ⑥ 原則、始業式、終業式、修了式、入学式、卒業式の日は朝練も含め部活動停止。

- ⑦ 春季・夏季・冬季休業中は、指定された期間で活動する。

- ⑧ 活動期間(活動終了時間・最終下校を厳守すること)

※1 活動終了時間とは、最終下校15分前であり、片付けまでを含めた時間とする。

※2 最終下校については、各部の代表が点検を行い、最終下校違反については、奉仕作業を課す。

※3 その日最終まで使用した体育館系部活動の部長・副部长(または、これに準ずる者)は体育館の施錠・消灯を毎日確認する。また、顧問は施錠確認とセキュリティをかける。

※4 文化系部活動の部長・副部长(または、これに準ずる者)は、使用教室の戸締まり、消灯を毎日確認する。

※5 最終下校について、下記の項目のA～Dのいずれかに該当した場合は奉仕作業を行う。

- A 1人以上の違反者が連続した場合
- B 週の下校違反の合計が、全部員の3分の1を越えた場合
- C 下校点検を無視し、点検者の指示に従わなかった場合
- D 下校点検を連続して行わなかった場合

- ⑨ 土日、休日の活動は顧問の指示に従い、健康状態を十分考慮に入れた上で参加する。

※1 必ず顧問がついて行う。

※2 休日の登校は、本校所定の制服・体操服・ユニホーム(練習着など可)とする。カバンに関しては、原則学校指定のものが望ましいが、部独自のものを使用しても可とする。(ラケットバッグ・スポーツバッグなど)ただし、顧問の許可が必要。

※3 運動部系(卓球部を除く)は原則、校舎内立ち入り禁止とする。体育館への立ち入り(トイレ含)は、体育館系のみとする。

- ⑩ グラウンド系の部は、部活動中、外トイレを使用する。体育館トイレや校舎内トイレの使用は、禁止。

- ⑪ 朝練習について(原則、希望参加制)

A 活動は部ごとで計画し、顧問の責任のもと実施する。

B 生徒の校舎内・ボックスへの立ち入りは7:30からとする。

(7:30までは、昇降口前で待機)

C 活動時間は8:20までとする。8:30に教室に入ることが条件であり、守れない場合は、放課後も含め、活動禁止もあり得る。

設置部活動 精華西中学校		
	部活動名	活動場所
クラウンド系	野球	グラウンド
	サッカー	
	陸上	
	ソフトテニス	テニスコート
体育館系	男子バスケットボール	体育館
	女子バスケットボール	
	バドミントン	
	バレーボール	
	剣道	武道場
	卓球	多目的ホール
文化系	吹奏楽	音楽室
	家庭科	被服室
	科学技術	放送室
	美術	美術室
	国際交流	英語科教室
	将棋・かるた	作法室

D 健康状態に配慮し、授業などに悪影響が出ないようにする。

E 1年生はゴールデンウィーク後からとする。

F 鍵の返却は、職員打ち合わせの時間にあたるため、職員室入口のロッカーの上の缶に返却する

⑫ 天候等の状況を判断して、スポーツドリンクの摂取も可とする。

顧問の指示に従って適切に摂取すること。

⑬ 顧問は毎月「月間活動計画」を作成し、校長の許可を受けることとする。

(4) 下校点検

平日の活動が行われた日、各部代表者（原則、部長・副部長の二人）が、正門、グラウンド通用門にむかうスロープの手前で点検を行う。点検者は職員室より、点検表を受け取り、最終下校5分前から所定の場所で行う。

(5) 対外試合

① 健康状態を十分に考慮し、実施する。

② 終了時間は、原則としてその時期の最終下校時間を目安とする。

③ 精華西中の生徒として、規律ある行動・態度を取ることに。

④ 対外試合の交通費は、原則、生徒の実費とする。

⑤ 以下の場所についての自転車での対外試合参加は認めるが、顧問の管理下で行うこと。

○精華中学校 ○精華南中学校 ○木津中学校 ○木津第二中学校

○むくのき体育館 ○木津中央体育館 ○他(顧問会議で承認された場所)

(6) 部室及び活動場所の使用について

① ボックスは活動時の更衣・シューズ・道具などの保管にのみ使用。(部活動で使用するシューズなどは、下駄箱には置かない。)

② ボックスの施錠、電気の管理は原則、部長・副部長が責任をもつ。(鍵は原則、職員室校舎内入口より取り、部活動終了後返却。原則、職員室グラウンド側入口よりの鍵の出し入れは行わない→休日を除く)

③ ボックス内及び活動場所での食事は禁止とする。(水分補給は可、体育館フロア内は原則禁止)

④ 校外施設を使用する場合は当該施設の使用規定を厳守する。

(7) 部長(キャプテン)会議……部活動担当者の指導のもと、諸問題を協議調整する。

(8) 顧問会議……必要に応じて会議を開き、部活動の全体に係わる問題を議論し、適正化を図る。

(9) その他

グラウンド使用は、野球・サッカー・陸上が使用優先クラブとする。ただし、他クラブの使用においては、関係顧問の調整の上で決定する。体育館・武道場・校内(教室、廊下)・多目的ホールも上記に準ずる。

3 部活動の確認について(2・3年生)

2・3年生は、原則として前年度の部活動を継続するが、年度当初に、所定の用紙を担当へ提出する。

① 転入生の部活動に関しては、本人・担任・保護者が相談した上、決定する。

② 加入部の変更を希望する場合は、担任・顧問・保護者に申し出て、しっかりと相談をした上で、変更を許可する。

4 新入生(1年生)の入部について

(1) 部活動説明 新入生オリエンテーション

(2) 部活動見学 2日間……1時間程度

(3) 体験入部 3日間……1時間程度

① 体験入部に参加する生徒は(参加しない場合は、終学活後、すぐに下校)、毎朝、担任の先生に「体験入部用紙」を提出する。

② 3日間、同じ部で体験しても、別の部であっても可とする。

(4) 本登録

配布される本登録用紙に必要事項を記入し、担任に提出する。

(5) 部活動開始

4月下旬に実施される部活動ミーティングから開始とする。ただし、朝練習への1年生の参加は、原則ゴールデンウィーク後からとする。

(6) 用具類の購入について

部活動毎に、顧問から説明。ただし、体験入部期間中であっても、本登録の強い意志がある場合は、用具類の購入も可とする。その場合、必ず顧問と相談をすること。